指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令案　新旧対照条文

○　指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（指定避難施設の管理方法に関する基準） 第一条　津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第五十六条第一項第三号の防災庁令・国土交通省令で定める基準は、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路を明らかにするとともに、当該場所及び当該経路について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動（第三条第一号において「物品の設置等」という。）により避難上の支障を生じさせないこととする。 （管理協定の基準） 第三条　法第六十二条第二項第二号の防災庁令・国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～三　（略）	（指定避難施設の管理方法に関する基準） 第一条　津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第五十六条第一項第三号の内閣府令・国土交通省令で定める基準は、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路を明らかにするとともに、当該場所及び当該経路について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動（第三条第一号において「物品の設置等」という。）により避難上の支障を生じさせないこととする。 （管理協定の基準） 第三条　法第六十二条第二項第二号の内閣府令・国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～三　（略）